

## ◎職員の分限および懲戒処分の状況

### ● 分限処分の状況

令和6年度に休職処分を受けた職員は22人で、病気休職です。

### ● 懲戒処分の状況

令和6年度に懲戒処分を受けた職員は0人です。

## ◎職員の服務の状況

### ● 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

### ● 営利企業等従事の許可状況

区分	許可件数
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	12